

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 利用料金の額の承認【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】

2

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（3件）【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】
- 大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】

3

9

北九州市告示第 65 号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 4 号）第 6 条第 3 項の規定により、指定管理施設の利用料金の額を承認したので、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 27 号）第 5 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 29 年 3 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の種類	金額		
障害児入所施設	北九州市立小池学園	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 2 項に規定する障害児入所支援を受けた場合	児童福祉法第 24 条の 2 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第 1 項に規定する入所特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 8 項に規定する短期入所を受けた場合	障害者総合支援法第 29 条第 3 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第 1 項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額

北九州市公告第163号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年3月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

グッデイ小倉南店

北九州市小倉南区守恒本町一丁目13番10号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社グッデイ

福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目61番地

代表取締役 柳瀬隆志

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

嘉穂無線株式会社

福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目61番地

代表取締役 柳瀬隆志

イ 変更後

株式会社グッデイ

福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目61番地

代表取締役 柳瀬隆志

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

嘉穂無線株式会社

福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目61番地

代表取締役 柳瀬隆志

イ 変更後

株式会社グッデイ
福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目61番地
代表取締役 柳瀬隆志

4 変更の年月日

平成28年9月21日

5 変更する理由

社名変更のため

6 届出年月日

平成29年2月21日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号

北九州市小倉南区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成29年3月2日から同年7月3日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年7月3日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第164号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年3月2日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
グッデイ若松店・ポイント若松響灘店
北九州市若松区大字安瀬64番69
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社グッデイ
福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目61番地
代表取締役 柳瀬隆志
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
嘉穂無線株式会社
福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目61番地
代表取締役 柳瀬隆志
 - イ 変更後
株式会社グッデイ
福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目61番地
代表取締役 柳瀬隆志
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
嘉穂無線株式会社
福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目61番地
代表取締役 柳瀬隆志
 - ほか1者

イ 変更後

株式会社グッデイ

福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目 6 1 番地

代表取締役 柳瀬隆志

ほか 1 者

4 変更の年月日

平成 28 年 9 月 21 日

5 変更する理由

社名変更のため

6 届出年月日

平成 29 年 2 月 21 日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区内 1 番 1 号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市若松区浜町一丁目 1 番 1 号

北九州市若松区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成 29 年 3 月 2 日から同年 7 月 3 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 29 年 7 月 3 日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第165号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年3月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルショク西門司店

北九州市門司区東新町二丁目4番27号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

ほか8者

(2) 変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

ほか8者

4 変更の年月日

平成29年1月21日

5 変更する理由

小売業者の入替えのため

6 届出年月日

平成29年2月21日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市門司区清滝一丁目1番1号

北九州市門司区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成29年3月2日から同年7月3日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年7月3日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第166号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年3月2日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス沼南店
北九州市小倉南区沼南町一丁目217番地1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年10月24日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,873平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
78台
 - (2) 駐輪場の収容台数
14台
 - (3) 荷さばき施設の面積
27.0平方メートル
 - (4) 廃棄物の保管施設の容量
9.00立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後10時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後11時まで

8 届出年月日

平成29年2月23日

9 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉南区若園五丁目2番1号

北九州市小倉南区役所総務企画課

10 縦覧期間

平成29年3月2日から同年7月3日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年7月3日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見